

第 3 回定例会会議録

令和 7 年 9 月 2 5 日（木）

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（内堀喜代志君） これより本会議を再開します。

本日、暑くなることが予想されますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は 1 4 名、全員の出席であります。

理事者側は、柳澤会計課長から欠席する旨の連絡がありました。代わりに小山会計係長が出席します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―― 日程第 1 会期日程の報告 ――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 1 会期日程の報告の件を議題とします。

本定例会の会期日程は、議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

黒岩 旭 議会運営委員長。

（議会運営委員長 黒岩 旭君 登壇）

○議会運営委員長（黒岩 旭君） それでは、報告いたします。

9 月 2 4 日午後 1 時 3 0 分より、議会運営委員会を開催し、令和 7 年第 3 回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程を決定しましたので、報告します。

本定例会に町長から提出された案件は、議案 2 6 件、報告 3 件の計 2 9 件であります。一般質問の通告者は 7 名であります。

次に、審議日程については、書類番号 2、1 ページをご覧ください。

令和 7 年第 3 回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 2 日 9 月 2 5 日 木曜日 午前 1 0 時 会期日程の報告

議案上程

議案説明

第 3 日 9 月 2 6 日 金曜日

議案調査

なお、定期監査及び例月出納検査等への結果もあわせて考慮し、審査をしました。

第2は、審査の結果であります。これら審査手続の結果、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、決算書等は正確かつ適正に作成されていました。事務の執行についても、おおむね適正に処理されているものと認めました。

決算書の法令遵守と正確性については、いずれも準拠して作成されており、計数も正確であると認めました。

次に、予算及び事務の執行並びに財産の管理など、財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認めました。

各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類との照合結果も符合し、誤りがないものと認められました。

なお、町長より審査に付された地方自治法第241条に定められた定額の基金を運用するための御代田町土地開発基金及び収入印紙等の購入資金につきましても、所定の監査手続により、その運用と管理はおおむね適切であると認めたことをご報告申し上げます。

以上が、決算審査の概要と結果についてのご報告であります。

なお、課ごとの個別の疑問や問題点、ご意見について、その都度ご注意を申し上げており、多くはその都度改善されてきておりますと、あわせて報告申し上げます。

それでは、次に監査委員の所感に入ります。

第1は、採用と人事管理についてです。

職員採用状況は、当町では有能な新卒者と幅広い年代から即戦力を期待する採用まで、窓口を大きく開けた方式になっています。多様な人材確保が町民行政サービスへ還元されれば、目的達成となります。一方、入職から研修へのコストと裏腹にスピード離職、病休も散見されています。真に適性に合う採用となるよう職務経歴書の提出、インターンシップの試みなど深度を上げ、双方の益となる採用方法の研究を期待します。

第2は、適正な文書作成と数値の把握から分かる説明までについてです。

所管担当事務の説明文書作成は、多くの場面で業務上必須です。数字の正確性、表の見やすさと統一性、適正な文言使用などが求められています。行政用ソフトウェアの進歩により業務効率をアップしましたが、数値・文言への理解が未熟であれば入力ミスとなり、不完全なものとなってしまいます。桁数字チェック、校正、読

み直しなどから、正確かつ分かりやすい文書と情報提供へつながり、安定感ある説明業務がなされることを期待します。

第3は、ヒューマンエラーについてです。

不作為による不適切な事務作業が少数認められた報告を受け、解消に向けた防止策の共有を行いました。間違い行為の経過遡りの検証で、作業フローをフォーマット化し実行すること。管理者においては、あわせて必要な指導行為と規則に沿った公正な処遇措置がなされることが肝要となります。

第4は、繰越し事業についてです。

令和6年度繰越額は9億7,000万円ほどで、全予算額の約1割となりました。要因として6年度の災害復旧事業を最優先にしている影響があります。自治体予算は多年度事業と認めたもの以外は当年度以内に執行することが原則です。執行できなければ次年度に繰り越せばよいという意識が常態化すると、予算作成業務も破綻しかねません。国の上部機関からの交付金・補助金などの影響も鑑み、特別事情まで考慮した予算作成と事業計画を期待します。

第5は、金券管理から処分手順の規則作成についてです。

65歳以上の高齢者生活応援券など物価高騰対策事業（6年度4,607枚発行4,607万円）の金券が発行されています。過年度には他事業でも金券発行の実績があります。今後もこれらのことを想定し、当該管理処分には文書化した規則が必要と捉えるので、着手されることを希望します。

第6は、窓口来庁者から信頼される説明力についてです。

疑義、申立てには問題を共有し、丁寧な検証を行い、事務上の誤りが発覚の際は、誠意ある謝罪と報告に努めてください。誤りがなかった際は、根拠証拠を用い、簡潔で丁寧な説明を尽くすようにしてください。困難状況には2名ほどの複数で傾聴し、寄り添いとあわせ、公平公正な観点への理解へ協力を願う努力を確保されることを望んでいます。

以上が一般会計等の決算審査報告の所感となります。

次に、令和6年度御代田小沼水道事業歳入歳出決算審査意見書について申し上げます。

御代田小沼水道事業歳入歳出決算審査意見書は、定例会議書の59ページから62ページに記載しました。ご参照ください。

私たち監査委員は、6月27日に水道事業決算審査を担当しました。決算審査に当たり、一般会計の決算審査手続に準ずるとともに、月次出納検査の際の月次損益を含む事業概況の説明を受けており、これらも参考に決算審査を行っております。

その結果、審査に付された御代田小沼水道事業決算書並びに附属書類は、いずれも法令に準拠して作成され、その計数はおおむね正確であると認めました。

予算及び事務の執行並びに財産管理など、財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類との照合結果も符合しており、誤りがないと認めました。

それでは次に、御代田小沼水道事業会計についての監査の所見を3点ほど申し上げます。

第1は、事業経営に関することです。

今期は多額の資産減耗費の計上もあり、経常損失が発生することとなりました。これは設備更新による一時的なものですが、例年どおりの資産減耗費であったとしても、水道事業の利益は低空飛行となります。公営企業会計においては、支出が費用であるとの意識を強く持ち、損益思考で経営していくことが必要です。

第2は、情報の共有に関してです。

インフラの老朽化が全国で課題となっており、上水道についても同様です。地道に設備の更新を実施していくことが最重要ですが、経営状況について使用者との情報共有に努め、理解を含めてもらうといったソフトの部分も大事な要素となってきます。

第3は、経理事務に関してです。

決算書の作成など経理の処理はデジタル化されており、業務の効率化に向け、さらなる進展が期待されるところであります。その数値入力人がする作業であり、当然のこととして検算を行い、その正確性を確認することが求められます。それにより数値の内容について理解を深めることがヒューマンエラーの防止にもつながると捉えます。複式簿記は非常に複雑です。その辺を捉えて精進していただきたいと思います。

以上が、令和6年度御代田小沼水道事業歳入歳出決算審査の概要と監査の所見であります。

続きまして、述べさせていただきます。次に、令和6年度御代田下水道事業歳入歳出決算書審査意見書について申し上げます。

御代田町下水道事業歳入歳出決算審査意見書は、定例会議案書の63ページから66ページに記載しました。ご参照ください。

私たち監査委員は、7月30日に下水道事業決算審査を担当しました。決算審査に当たりましては、一般会計の決算審査手続に準ずるとともに、月次出納検査の際の月次損益を含む事業概況の説明を受けており、これらも参考に決算審査を行いました。

その結果、審査に付された御代田町下水道事業決算書並びに附属書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数もおおむね正確であると認めました。

予算及び事務の執行並びに財産管理など財務に関する事務の執行については、適正に処理されているものと認められました。

各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類の照合結果も符合しており、いずれも誤りがないと認められました。

それでは次に、御代田町下水道事業会計についての所見を2点ほど申し上げます。

第1は、経理事務に関することです。

御代田町下水道事業として初めての決算となりました。公営企業会計として初めての決算となりました。複式簿記を基本とする公営企業会計の移行により、資産状況の把握や事業の損益が明確になったため、今後はより一層経営者視点に立った事業運営が期待されます。

また、公営企業会計は単年度主義を基本とする一般会計よりも長期的な積み重ねが大事になります。今後も財務諸表間の現金のずれなど基礎的な部分でのチェックを欠かさず、適切に決算処理をしていくことが求められています。

第2は、事業経営に関してです。

損益状況を見ると、年間2,600万円の利益が計上されておりますが、この利益は将来の施設の更新と維持管理の充実に充てられる原資であり、排水人口の増加によるさらなる利益計上が必要であり、望まれるところです。

御代田町下水道事業は、一見好業績に見えるものの、長期前受金戻入によるところが大きく、将来の施設の更新を想定すると、現在の財政状態は必ずしも十分でないこと、留意は必要でございます。

全国的に下水道設備の更新が喫緊の課題となっている中、切れ間ない継続的な実施は必要不可欠です。経営状況について使用者との情報共有に努め――すみません、舌が回らなくなっていました。頑張ります。理解を深めてもらうといったソフトの部分も大切となります。

以上が、令和6年度御代田町下水道事業歳入歳出決算審査の概要と監査の所見であります。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

――日程第17 議案第85号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案

（第3号）について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第17 議案第85号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書67ページをご覧ください。

議案第85号 令和7年度御代田町一般会計補正予算案（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度御代田町一般会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり提出する。

令和7年9月25日 提出

御代田町長 小園拓志

続きまして、69ページをご覧ください。

令和7年度御代田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,387万5,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億1,126万8,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の70ページの第1表から説明をいたしますが、これをまとめたものが別のファイルになります。2―5、資料5をご覧ください。2―5、資料5の令和7年度一般会計補正予算内容（第3号）でございます。こちらで説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

款1町税、項1町民税は、補正額1億3,500万円の増額で、個人町民税現年課税分になります。今年度の課税額が確定したことによるものでございます。

続いて、款10地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で、こちらは中小企業が先端設備導入計画に基づいて取得した設備に対して、固定資産税の課税標準を減額する特例措置による固定資産税の減収分について補填される制度でございます。これにより50万9,000円を増額するものでございます。

続いて、款11地方交付税は、普通交付税について5,060万3,000円を減額するものでございます。令和6年度の交付税算定において、基準財政需要額でマイナス5,430万円の錯誤額が、基準財政収入額でプラス836万円の錯誤額が発生し、令和7年度の算定でマイナス調整されたことによるものでございます。

続きまして、款13分担金及び負担金は、町外からの園児受入れに対する負担金で、いわゆる管外保育負担金など402万3,000円を増額するものでございます。

款14使用料及び手数料は、上ノ林霊園2区画分の永代使用料など150万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、款15国庫支出金、項1国庫負担金は、3歳未満の広域保育委託児童の金額の変更による子どものための教育・保育給付費負担金など176万円を増額するものでございます。

続きまして、その下の項2国庫補助金は、私立幼稚園入園者数の減少による子育てのための施設等利用給付金447万2,000円の減額を計上しておりますが、保育所等業務効率化推進事業55万円の増額及び社会資本整備総合交付金、こちらは防災安全交付金になりますが、こちらの事業で1,100万円の増額などにより、全体で732万2,000円の増額となっております。